

愛川町立体育施設条例(昭和60年条例第3号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(設置)</p> <p>第2条 体育の振興を図り、町民の心身の健全な発達に寄与するため、次のとおり体育施設を設置する。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>別表(第4条関係)</p> <p>(1) 基本使用料</p> <p>【別記2 参照】</p> <p><u>備考 愛川町三増プールを回数入場券により使用する場合は、11回分の使用料を大人にあつては1,000円と、小人にあつては500円とする。</u></p> <p>(2) 加算使用料</p> <p>ア 営利を目的として使用し、かつ、入場料その他これに類する料金(以下「入場料」という。)を徴収して愛川町坂本体育館(以下「体育館」という。)を使用する者の1回の使用料は、基本使用料に基本使用料を30倍した額を加算した額とする。</p> <p>イ 営利を目的としないが、入場料を徴収して体育館を使用する者の1回の使用料は、基本使用料に基本使用料を2倍した額を加算した額とする。</p> <p>ウ 愛川町、厚木市及び清川村の区域内に居住し、通勤し、又は通学する者以外のものが各施設(愛川町三増プールを除く。)を使用す</p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 体育の振興を図り、町民の心身の健全な発達に寄与するため、次のとおり体育施設を設置する。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>別表(第4条関係)</p> <p>(1) 基本使用料</p> <p>【別記2 参照】</p> <p>(2) 加算使用料</p> <p>ア 営利を目的として使用し、かつ、入場料その他これに類する料金(以下「入場料」という。)を徴収して愛川町坂本体育館(以下「体育館」という。)を使用する者の1回の使用料は、基本使用料に基本使用料を30倍した額を加算した額とする。</p> <p>イ 営利を目的としないが、入場料を徴収して体育館を使用する者の1回の使用料は、基本使用料に基本使用料を2倍した額を加算した額とする。</p> <p>ウ 愛川町、厚木市及び清川村の区域内に居住し、通勤し、又は通学する者以外のものが各施設_____を使用</p>

る場合の1回の使用料は、当該基本使用料を2倍した額とする。

(3) 超過使用料

体育館の利用者が、使用の承認を受けた時間を超過して使用した場合の使用料は、超過時間1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき、基本使用料(第2号に該当する場合は、当該規定により算出した額)の1時間相当額を1.2倍した額とする。

する場合の1回の使用料は、当該基本使用料を2倍した額とする。

(3) 超過使用料

体育館の利用者が、使用の承認を受けた時間を超過して使用した場合の使用料は、超過時間1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき、基本使用料(第2号に該当する場合は、当該規定により算出した額)の1時間相当額を1.2倍した額とする。

【別記1】

現行

名称	位置
愛川町坂本体育館	愛川町中津5,177番地
愛川町三増プール	愛川町三増1,661番地の7
愛川町小沢ソフトボール場	愛川町角田4,337番地の1

改正後（案）

名称	位置
愛川町坂本体育館	愛川町中津5,177番地
愛川町小沢ソフトボール場	愛川町角田4,337番地の1

【別記2】

現行

区分	使用単位	金額
愛川町坂本体育館	2時間	1,000円
愛川町三増プール	2時間	大人
		小人(中学生以下の者)
		100円
		50円
愛川町小沢ソフトボール場	2時間	800円

改正後（案）

区分	使用単位	金額
愛川町坂本体育館	2時間	1,000円
愛川町小沢ソフトボール場	2時間	800円